

指導監査について

- ・ 有料老人ホーム
（サービス付き高齢者向け住宅を含む）

福祉総務課指導監査係

目 次

1 有料老人ホームの指導監査について (P1~P7)

2 令和7年度指導監査の実施状況等について (P8~P24)

3 その他の周知事項について (P25~P30)

1 有料老人ホームの指導監査について

<法的根拠>

老人福祉法 第29条第13項 指導監査

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与(将来において供与をすることを含む。)を委託された者(以下「介護等受託者」という。)に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

※上記の指導監査のほか、「集団指導」を年1回実施しています。

法令に違反すると認めたときに、行政処分等につながるケースも想定されます。

老人福祉法 第29条第15項 改善措置命令

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が※第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

※（違反した場合、改善措置命令の対象となる法第29条第六項～第八項）

第六項

帳簿の作成・保存（利用者が負担する費用の受領の記録、日常生活上の便宜の内容、身体的拘束を行った場合の理由や様態等、苦情・事故の記録等）

第七項

入居するもの等に対する情報の開示（施設で供与する便宜の内容や費用等の重要事項の内容※書面で交付）

第八項

家賃・敷金及び介護その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する金品を除き、権利金その他の金品の受領の禁止

※前頁から続き（違反した場合、改善措置命令の対象となる法第29条第九項～第十一項）

法第29条

第九項

前払金を受領する場合の算定基礎の明示（書面）、かつ、返還債務を負うこととなる場合の保全措置

第十項

前払金を受領し、入居後一定期間内に契約解除する場合等の当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額を返還する旨の契約締結

第十一項

有料老人ホーム情報の都道府県（中核市）への報告

老人福祉法 第29条第16項

事業停止命令

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

<確認項目>

指導監査における確認については、前頁までの法的根拠等を踏まえ、
「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」等に基づき行っています。

※「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」は、
長崎市ホームページの「有料老人ホーム一覧と届出書様式」
(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/uploaded/attachment/47783.pdf>)
に掲載しています。

<サービス付き高齢者向け住宅>

① 入浴、排せつ、食事の介助

② 食事の提供

③ 洗濯、掃除等の家事の供与

④ 健康管理の供与

いずれかのサービスを1つ以上行う場合、老人福祉法第29条第1項に定義される有料老人ホームに該当します。(サービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法第29条第1項に基づく届出は不要です。)

※「長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」1(10)のとおり、サービス付き高齢者向け住宅については、当該指針のうち、

2(設置者) 3(立地条件) 4(規模及び構造設備)

5(既存建築物等の活用の場合等の特例) 9(事業収支計画)の規定は適用されません。上記内容については、高齢者の居住の安全確保に関する法律等の規定に従い運営してください。上記以外については当該指針に基づいた運営を行ってください。

<指導監査実施の流れ>

①【長崎市】

指導監査実施通知の発送

(実施日の概ね1か月前までに、実施日時・当日準備資料・事前提出資料などの内容を通知。)

②【事業者】

事前提出資料の提出

(指導監査実施通知に記載の提出期限までに、長崎市福祉総務課に提出。)

③ 指導監査 当日

(対象施設に市職員が訪問します。事前提出資料・当日準備資料の確認や管理者や職員に対して聞き取りを行い、指針等に適合しているかを確認。)

④【長崎市】

指導監査の結果通知の発送

(指導監査の結果を文書により通知。)

⑤【事業者】

指摘事項の改善について

(改善すべき事項があれば、すみやかに対応。
また、指導監査の結果通知の中で【文書指摘事項】がある場合は、通知に示す期限までに改善状況の回答及びその挙証資料を長崎市福祉総務課に提出。)

2 令和7年度指導監査の実施状況等について

※【指導指針】とは、長崎市有料老人ホーム設置運営指導指針を示しています。

令和7年度指導監査の実施状況について

	対象数(※1) (A)	実施数(※2) (B)	実施率(%) (B/A)	文書指摘した施設数 (※3)(C)	割合(%) (C/B)	口頭指摘した施設数 (※4)(D)	割合(%) (D/B)
有料老人ホーム	61	17	27.8	2	11.7	14	82.3
サービス付き高齢者向け住宅	27	9	33.3	1	11.1	9	100
合計	88	26	29.5	3	11.5	23	88.4

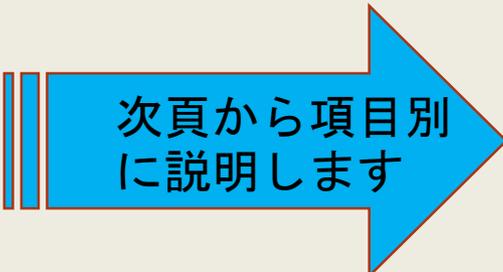
(※1) 対象数は、令和7年4月1日時点の施設数。

(※2) 実施数は、令和8年1月末までに指導監査を実施した施設数。

(※3)、(※4) 文書指摘した施設数・口頭指摘した施設数は令和7年12月末までに結果通知を送付した施設が対象。

令和7年度に指摘の多かった項目

- ① 非常災害対策
- ② 運営懇談会の設置等
- ③ 事故発生の防止・発生時の対応
- ④ 契約内容
- ⑤ 業務継続計画の策定等
- ⑥ 衛生管理等
- ⑦ 重要事項の説明等
- ⑧ 緊急時の対応
- ⑨ 医療機関との連携
- ⑩ 虐待の防止
- ⑪ 身体的拘束等の適正化



次頁から項目別に説明します

<① 非常災害対策>

【指導指針 7 有料老人ホーム事業の運営】

① 夜間を想定した避難訓練を実施していない事例

➡ 年に2回以上実施する避難訓練のうち1回は夜間を想定した訓練を実施してください。

参考通知：「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）

② 非常災害に係る訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られていない事例

➡ 万が一に備え、所属する自治会と話し合っておくなど、連携に努めてください。

<② 運営懇談会の設置等>

【指導指針 7 有料老人ホーム事業の運営】

- ① 運営懇談会で、管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容の報告及び説明がされていない事例
- ➡ 確実に説明し、入居者及び家族の要望、意見を運営に反映させるよう努めてください。また、費用改定にあたっては、**入居者にその内容・根拠を説明し、書面にて同意を得て**ください。
- ② 第三者的立場の方(※)を構成員に加えていない事例
- ➡ 外部からの点検が働くよう、管理者、職員及び入居者に加え、公平な立場や専門的な視点からの意見を求めるよう努めてください。
- (※)民生委員、地域包括支援センターの担当者、医師、自治体の職員 等

<③ 事故発生の防止・発生時の対応>

【指導指針11 契約内容等】

① 委員会や研修が開催されていない、指針がない、事故の内容や改善策が職員に周知されていない事例

➡ 事故発生及び再発防止のため、次の措置を講じること。

- ・ 事故発生防止のための指針の整備
- ・ 事故発生やヒヤリハットについて施設内で報告・分析し、改善策を職員に周知徹底する体制を整備
- ・ 事故発生防止のための委員会及び研修の定期的実施

② 事故発生時の対応が不十分な事例

➡ 適切な対応やトラブル防止のため、次の措置を講じること。

- ・ 速やかな家族等への連絡や医療機関への相談等必要な措置
- ・ 事故の状況及び事故に際して取った処置の記録
- ・ 損害賠償（施設の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合）

※ 事故発生防止のための指針の内容について、厚生労働省が示す指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号。以下「介護老人福祉施設の解釈通知」という。）を参考にしてください。次のような内容を規定することとされています。

- （１）施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- （２）介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- （３）介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- （４）施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておく
と介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下、「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る 安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- （５）介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- （６）入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- （７）その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

<④ 契約内容>

【指導指針11 契約内容等】

- ① 入居契約書に必要事項が記載されていない事例
→ 入居者が契約内容を理解したうえで契約できるようにするため、必要事項を記載したうえで十分な説明を行い、説明者及び説明を受けた者の署名を行うこと。

(必要事項の例)

- ・ 有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅除く）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨
- ・ 利用料等の費用負担の額、提供されるサービス内容
- ・ 身元引受人の権利・義務
- ・ 契約解除の要件やその場合の対応
- ・ 前払金の返還の有無、返還金の算定方式及びその支払い時期 等

※ 利用料の改定のルールを契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。

※ 入居者の債務について根保証契約を行う場合は極度額を設定すること。

<⑤ 業務継続計画の策定等>

指導指針 7 有料老人ホーム事業の運営】

① 業務継続計画（感染症及び非常災害）が策定されていない事例

→ 早急に策定すること。

② 必要な研修及び訓練を定期的 to 実施していない、実施記録がない事例

→ 定期的 to 実施すること。また、研修と訓練、それぞれの実施記録を残してください。

<参考> 厚生労働省のHP

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン、等

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

<⑥ 衛生管理等>

【指導指針 7 有料老人ホーム事業の運営】

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない事例
→ 利用者の生命・安全を守るため、**迅速かつ適切な対応体制**をつくり、早急に**指針を整備**すること。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない事例
→ **おおむね6か月に1回以上開催**すること。開催した後は議事録を作成し、適切に保管してください。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練や研修がなされていない事例
→ 定期的に**実施**すること。研修と訓練**それぞれの実施記録**を残してください。

※指針の内容について、介護老人福祉施設の解釈通知を参考にしてください。次のような内容を規定することとされています。

◎平常時の対策及び発生時の対応を規定すること

●平常時の対策として

- 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
- 日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等

●発生時の対応として

- 発生状況の把握
- 感染拡大の防止
- 医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携
- 医療措置
- 行政への報告
- 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制

<⑦ 重要事項の説明等>

【指導指針 1 1 契約内容等】

- ① 重要事項説明書について、指導指針に定める様式に基づき作成していない事例

 長崎市ホームページ「有料老人ホーム一覧と届出書様式」に掲載している様式を参考に作成してください。

(<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/388000/p002145.html>)

また、

- 別添 1 「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」
 - 別添 2 「入居者の個別選択によるサービス一覧表」
- も忘れず重要事項説明書に添付してください。

<⑧ 緊急時の対応>

【指導指針 7 有料老人ホームの運営】

- ① 災害・事故や利用者の急病等、緊急時のための対策に取り組んでいない事例

→ 次の例を参考に、対策に取り組んでください

(取り組み例)

マニュアルの整備、研修・訓練の実施、不審者対策（日頃からの設備点検、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制の構築）

<⑨ 医療機関との連携>

【指導指針 7 有料老人ホームの運営】

- ① 医療機関との協力内容を定めていない事例

→ 入居者の急変時等に備え、協力内容等を取り決めてください。

- ② 協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合に、当該協力医療機関との間で新興感染症発生時等の対応について協議を行っていない事例

→ 協議を行い、新興感染症発生時等の対応に備えること

<⑩ 虐待の防止>

【指導指針 8 サービス等】

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない、委員会の会議録を作成していない事例
→ 虐待の未然防止や再発防止の体制を作るために必ず定期的を開催し、会議録を残してください。また、そこで得た結果を従業員に周知してください。
- ② 虐待の防止のための指針を策定していない事例
→ 早急に策定すること。
- ③ 研修を実施していない事例
→ 定期的に研修を実施し、記録を残してください。
(委員会とは区別して記録すること)

※ 虐待の防止のための指針の内容について、介護老人福祉施設の解釈通知等を参考にしてください。次のような項目を盛り込むこととされています。

- (1) 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- (2) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- (3) 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- (4) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- (5) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- (6) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- (7) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- (8) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- (9) その他虐待の防止の推進のために必要な事項

<⑪ 身体的拘束等の適正化>

【指導指針 8 サービス等】

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない事例
→ 3か月に1回以上開催すること。
 - ② 職員に対し、身体的拘束等の研修を実施していない事例
→ 定期的に実施し、記録を残してください。
- ※ 身体的拘束等を行っている入居者がいるいないに限らず、指針を整備し、委員会及び研修を必ず実施すること。
- ※ 委員会や研修について、身体的拘束等と虐待防止を一体的に実施している施設がありますが、指導指針で定めている委員会の実施回数が異なるので注意してください。(身体的拘束等・・3か月ごと。虐待防止・・定期的)
また、委員会と研修の実施内容は、身体的拘束等、虐待防止をそれぞれ明確に記録に残してください。

③ 「必要だったから」「危なかったから」等の動機から、三原則（切迫性・非代替性・一時性）について、施設として検討することなく、四本柵やつなぎ服を着用させていた事例

➡ 身体的拘束は、基本的に行ってはならないこと、施設として上記三原則に照らし緊急やむを得ないと判断した場合に、限定的に行うことができることを念頭に、施設内の手続を定め、委員会や研修により職員の知識や意識を深めてください。

※（緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合に必要なこと）

- ・施設として三原則に照らして「緊急やむを得ない」かどうか慎重に判断すること
- ・入居者や家族に説明し同意を得ること
- ・常に入居者の状態を観察・再検討し、必要がなくなったら速やかに解除すること
- ・態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録すること

3 その他の周知事項について

★身体的拘束について

厚生労働省が提示する次のマニュアルを参考にしてください。

身体拘束廃止・防止の手引き（令和6年3月）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>)

★有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

厚生労働省が提示する次の通知を参考にしてください。

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について
(令和2年9月4日付け事務連絡)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000668354.pdf>)

★非常災害対策について

厚生労働省の次の通知を参考にしてください。

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日付け老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）

(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo-shougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000153991.pdf>)

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和3年4月15日付け子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号）（令和6年11月6日改正）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001159667.pdf>)

★食中毒・各種感染症の対策について

厚生労働省のマニュアルを参考にしてください。

調理施設関係

「大量施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)

(最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号)」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000168026.pdf>)

感染症対策

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureishu/ninchi/index_00003.html)

★レジオネラ症の対策について

厚生労働省が提示する次のマニュアル等を参考にしてください。

循環式浴槽におけるレジオネラ症対策

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日健衛発第95号）」（※令和元年12月17日改正）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001401965.pdf>）

レジオネラ症対策

「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成15年7月25日社援基発第0725001号）」

（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4103&dataType=1&pageNo=1）

※当該通知に「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日厚労省告示第264号）（平成30年8月3日一部改正）」を提示しています。

（<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001401928.pdf>）

最後に

※長崎市のホームページに指導監査資料を掲載していますので、定期的に自己点検を行ってください。

有料老人ホームの事業運営につきましては、入居者の尊厳を守り、適切なサービスの提供を行うとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していただきますようよろしくお願いいたします。

※長崎市ホームページ： (<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/54405.html>)